

**特定健康診査等実施計画**  
〔第三期（平成30年度～平成35年度）〕  
（抜粋）

**地方職員共済組合 愛知県支部**

**平成31年3月**

## 第1節 背景及び趣旨

医療保険の保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により、平成20年度から、40歳以上75歳以下の加入者を対象とする内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

この事業の実施に当たっては高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査の実施方法に関する実施計画を定め、国の定める目標値の達成に向け、事業の実施に努めることとされている。

この計画は、地方職員共済組合（以下「当組合」という。）における平成20年度から平成24年度までの第一期実施計画、平成25年度から平成29年度までの第二期実施計画に引き続く平成30年度からの計画であり、計画期間は、第二期データヘルス計画期間と同じ期間の平成35年度までの6年間となっている。

## 第2節 略

## 第3節 平成30年度～平成35年度（第三期）における達成目標及び対象者数

### 1 特定健康診査の受診率の目標値等

特定健康診査の対象者が、確実に健診を受けることができる体制を構築し、本部・支部間の連携を図り、平成35年度において、国が定める目標値の90.0%を着実に達成することに努める。

### 2 特定保健指導の実施率の目標値等

特定保健指導の対象者が、確実に指導を受けることができる体制を構築し、本部・支部間の連携を図り、国が定める目標値の45.0%を着実に達成することに努める。

## 第4節 実施方法に関する基本的事項

### 第1 特定健康診査

#### 1 特定健康診査の実施機関、実施項目及び実施時期

##### （1）実施機関

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）

(ア) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令に基づき職員に対して愛知県が実施する定期健康診断又は愛知県若しくは当支部が実施する人間ドックの実施機関

(イ) 特定健康診断の実施項目を満たす健康診断等の実施機関

**イ 被扶養者及び任意継続組合員**

(ア) 全国組織の実施機関とりまとめ団体（以下「とりまとめ団体」という。）に属する実施機関

※ とりまとめ団体

- ① 公益社団法人日本人間ドック学会及び一般社団法人日本病院会
- ② 公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）
- ③ 公益財団法人結核予防会
- ④ 公益財団法人予防医学事業中央会
- ⑤ 公益社団法人全日本病院協会

(イ) 県内の代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関

(ウ) 上記（ア）及び（イ）以外で特定健康診断の実施項目を満たす健康診断等の実施機関

**(2) 実施項目**

特定健康診断及び特定保健指導の実施に関する基準（平成29年厚生労働省令第88号）に基づく次の項目とする。

内容	項目	
基本的な項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
	身長	
	体重	
	腹囲	
	BMI	
	血圧の測定	
	肝機能検査	AST (GOT)
	ALT (GPT)	
内容	項目	
基本的な項目	肝機能検査	γ-GT (γ-GTP)
	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール (Non-LDL-コレステロール)
	血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c
尿検査	尿糖	

		尿蛋白
医師の判断による項目	心電図検査	
	眼底検査	
	貧血検査	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
血清クレアチニン検査 (eGFR)		

※1 中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDL-Cコレステロールに代えて、NoN-HDLコレステロール測定でも可

※2 やむを得ず、空腹時以外に採血を行い、HbA1c (NGSP 値) を測定しない場合は、食直後 (食事開始時から3.5時間未満) を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

### (3) 実施時期

ア 上記(1)ア及び(1)イ(エ)は、愛知県又は当支部が定める次の時期  
毎年6月1日から3月31日まで

イ 上記(1)イ(ア)・(イ)は、実施機関が定める次の時期  
毎年7月1日から3月31日まで

ウ 上記(1)ア(イ)及び(1)イ(ウ)は、実施機関が定める次の時期  
毎年4月1日から3月31日まで

## 2～3 略

## 4 周知や案内(受診券の送付等)の方法

### (1) 受診券(セット券)

被扶養者及び任意継続組合員に当支部から毎年7月に送付する。

送付方法は、被扶養者については、組合員の所属宛、任意継続組合員については、本人の住所宛とする。

### (2) 外部委託の実施機関

地方職員共済組合地方共済事務局(本部)及び当支部のホームページ等に掲載する。

## 5 略

## 6 実施に関する毎事業年度の年間スケジュール

時期	内容
毎事業年度当初	特定健康診査の対象者の抽出
	受診券の送付
毎事業年度中	特定健康診査の実施
	健診データの受領（毎月）
	代行機関からの請求額の支払い（毎月）
	未受診者への勧奨
	特定保健指導の抽出、重点化
	利用券の送付
	特定保健指導の実施
	特定保健指導データの受領（毎月）
毎事業年度末	未実施者への勧奨
	計画の見直し
翌事業年度10月末	翌事業年度の委託契約準備・契約
	国への報告

## 7 自己負担額

特定健康診査 0円

### 第2 特定保健指導

#### 1 特定保健指導の実施機関、実施方法及び実施時期

##### (1) 実施機関

- ア とりまとめ団体に属する実施機関
- イ 県内の代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関
- ウ 上記ア及びイ以外で支部が契約する実施機関

##### (2) 実施内容

平成30年3月厚生労働省健康局発行「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）（以下「標準的な健診・保健指導プログラム」という。）第3編第3章」により実施する。

##### (3) 実施時期

- ア 上記（1）アは、当支部が定める次の時期  
毎年9月1日から5月31日まで
- イ 上記（1）ウは、実施機関が定める次の時期  
毎年4月1日から3月31日まで

### 2～3 略

#### 4 周知や案内（利用券の送付等）の方法

##### （１）利用券

特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法の（２）に該当する特定保健指導の対象者に当支部から毎年11月から送付する。

送付方法は、郵送とする。

##### （２）外部委託の実施機関

地方職員共済組合地方共済事務局(本部)及び当支部のホームページ等に掲載する。

#### 5 略

#### 6 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

##### （１）特定保健指導の対象者の抽出

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条の規定により行う。

##### （２）特定保健指導の対象者の重点化

ア 特定保健指導の対象者のうち、標準的な健診・保健指導プログラムの「標準的な質問票」の項目8～20番の回答により、生活習慣改善の必要が高い対象者を優先的に行う。

イ 年齢が比較的若い対象者により充実した内容の指導を実施。

ウ 繰り返し保健指導の該当となる対象者には、個別対応のできる保健指導内容を実施。

#### 7 実施に関する毎事業年度の年間スケジュール

時期	内容
毎事業年度当初	特定健康診査の対象者の抽出
	受診券の送付
毎事業年度中	特定健康診査の実施
	健診データの受領（毎月）
	代行機関からの請求額の支払い（毎月）
	未受診者への勧奨
	特定保健指導の抽出、重点化
	利用券の送付
	特定保健指導の実施
特定保健指導データの受領（毎月）	
毎事業年度末	未実施者への勧奨
	計画の見直し
翌事業年度10月末	翌事業年度の委託契約準備・契約
	国への報告

#### 8 自己負担額

特定保健指導 0円

## 第5節 個人情報の保護等

### 第1 個人情報の保護

- (1) 当組合が保有する組合員等の個人情報は、地方職員共済組合個人情報保護規程（平成17年地共規程第5号）及び支部の定める個人情報の保護に関する細則その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。
- (2) また、外部委託する実施機関が一時的に保有する組合員等の個人情報は、当該外部委託する実施機関との契約により、厳重に管理させる。

(参考)

当組合が保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、「地方職員共済組合個人情報保護規程」（平成17年地共規程第5号）及び「地方職員共済組合の地方共済事務局及び各支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則」、その他以下の法令及びガイドライン等を遵守し、厳重に管理する。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）
- ③ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）
- ④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）
- ⑤ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A（平成29年2月16日個人情報保護委員会）
- ⑥ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個情第538号・保発0414第18号）
- ⑦ 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補完する事例集（Q&A）（平成29年度厚生労働省作成）
- ⑧ 匿名データの作成・提供に係るガイドライン（平成28年1月22日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）
- ⑨ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（平成29年5月29日個情第752号・基発0529第6号）

### 第2 特定健康診査等のデータの保管年限

- (1) 特定健康診査等のデータの保管年限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年間とする。
- (2) 診療報酬等明細書（レセプト）データ、組合員等の資格データの管理に当たっては、株式会社みずほ情報総研の「短期給付等システム」を利用する。

- (3) 特定健康診査等のデータの管理に当たっては、健康保険組合連合会の「特定健康診査・特定保健指導共同処理システム」を利用する。

## 第6節～第7節 略